

フランチャイズ契約の要点と概説

作成日 2002年 7月 31日

株式会社 エフシープロイ

フランチャイズ契約のご案内

株式会社エフシープロイ

〒101 - 0047

住所 東京都千代田区内神田 1 - 3 - 7

所属部門 店舗開発部 店舗企画担当

氏名 磯 雅巳

TEL (03)3295-8911

FAX (03)3295-8913

本資料は、これからフランチャイズシステムに加盟されようとしている方々のために、社団法人日本フランチャイズチェーン協会の要請に基づき、中小小売商業振興法 (以下小振法という) 及び中小小売商業振興法規則 (以下施行規則という) ならびにフランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について (以下フランチャイズガイドラインという) に従って当社が作成したものです。

フランチャイズ契約に際しては、この案内だけでなく出来る限りたくさんの資料を読んだり第三者にも相談するなど、十分に時間をかけて判断してください。もし不明な点や、この案内にないことでも確認したいこと等があれば、ご遠慮なく当社にお問い合わせください。

またフランチャイズシステム一般のことや、フランチャイズ契約についての注意点等についてお知りになりたい方は、社団法人に本フランチャイズチェーン協会へお問い合わせ下さい。

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門三丁目6番2号

TEL (03)5777-8701

この案内は2002年7月31日に作成され、日本フランチャイズチェーン協会、経済産業省商務情報政策局流通産業課に提出しているものです。

なお本資料は、当社の責任において作成したものであり、内容について提出先の承認を受けたものではありません。加盟に際して調査すべき資料については、加盟されようとしている方が事前に自ら確認をして頂くことが必要です

オレンジハートへの加盟を希望される方へ ～フランチャイズ契約を締結する前に～

このたびは、当社のフランチャイズシステムへの加盟をご検討いただきまして誠に有難うございます。

当社は『オレンジハート』の名のもとにコンビニエンス・ストアのフランチャイズシステムを展開しております。

当チェーンの店舗は、小売業としての永年の経験と研究によって開発した経営ノウハウ、運営システム、手作りFFのイメージなどで統一され、お客様に安心してご利用いただき、今日まで発展してまいりました。

チェーン運営で一番大切なことは、「おいしさ」です。お客様に繰り返しご利用いただくためには、お客様の信頼を得なくてはなりません。そのためには、どの店舗を利用しても同じ商品、同じサービスを受けられることが必要です。

これを実現するため、オレンジハートチェーンの経営に参加する方々には、フランチャイズ契約等で定めたルールを守ることをお約束いただきます。従いまして、最初からオレンジハートシステムとは異なる独自の経営手法を重視され、オレンジハートチェーンのノウハウ、システム、イメージなどにとらわれない経営を希望される方には、オレンジハートチェーンへの加盟をお勧めできません。

当社のオレンジハートチェーンは、当社と加盟店のそれぞれの役割分担が明確になっています。当社はノウハウ、商品の開発等のシステムの整備に多額の投資を行い、物流、データ管理、店舗指導など、ご加盟店が単独で行うことが困難な業務を一手に引き受けるために多額の費用を支出しています。一方、加盟店は本部の提供するこれらのシステムを正しく活用して経営を行います。

このように分担を明確にした上で、夫々の役割を忠実、且つ積極的に果たすことがオレンジハート店舗の経営の成功の鍵なのです。

オレンジハート店舗の経営をされるご加盟者の成功が当社の成長の源でありますので、当社の経営努力はご加盟店の経営支援が中心となります。この意味で、ご加盟店と当社は共存共栄の関係にあると言えます。

以上の主旨にご賛同していただける方は、次のページへおすすみください。

目次

項目	頁	法(中小小売商業振興法)及び規則 (中小小売商業振興法施行規則)	公正取引委員会 ガイドライン
フランチャイズ契約のご案内			
オレンジハートへの加盟を希望される方へ			
第 部 社と システムについて			
1. わが社の経営理念			
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立・事業内容・他に行っている事業の種類・事業の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数・本部の子会社の名称及び事業の種類・所属団体・沿革等		規則第 10 条第 2 号 第 10 条第 5 号 第 10 条第 1 号 第 10 条第 3 号	
3. 会社組織図			
4. 役員一覧		規則第 10 条第 1 号	
5. 直近 3 事業年度の賃借対照表及び損益計算書		規則第 10 条第 4 号	
6. 売上・出店状況(直近 3 事業年度加盟点数の推移)		規則第 10 条第 6 号、規則第 11 条第 6 号イ	
7. 加盟社の店舗に関する事項 ・ 直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟社の店舗数 ・ 直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・ 直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数		規則第 11 条第 6 号ロ 規則第 11 条第 6 号ハ 規則第 11 条第 6 号ニ	
8. 訴訟件数		規則第 10 条第 7 号	
第 部 フランチャイズ契約の要点			
1. 契約の名称等			
2. 売上・収益予測についての説明			2-(2)-12-(3)-
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 金銭の額または算定方法、 性質、 お支払いいただく時期、 お支払いいただく方法、 当該金銭の返還の有無及び条件		法 11 条 1 号、規則 11 条 1 号イ～ホ	2-(2)-7
4. オープンアカウント等の送金		規則第 10 条第 13 号	3-1-
5. オープンアカウント等の与信利率		規則第 10 条第 14 号・第 15 号	2-(2)-7
6. 加盟者に対する商品販売条件に関する事項 加盟者に販売またはあわせる商品の種類、 商品等の供給条件、 配送日・時間・回数に関する事項 仕入先の推奨制度、 発注方法、 売買代金の決済方法、 返品、 在庫管理等、 販売方法 商品の販売価格について 許認可を要する商品の販売について		法 11 条 2 号、規則 11 条 2 号イ、ロ	2-(2)-7 3-(1)-7 3-1-(3)
7. 経営の指導に関する事項		法 11 条 3 号、規則 11 条 3 号イ～ハ	2-(2)-7
8. 使用させる商標・商号・その他表示に関する事項		法 11 条 4 号、規則 11 条 2 号イ、ロ	
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 契約期間、 契約の更新の条件および手続き 契約解除の条件及び手続き 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法等		法 11 条 5 号、規則 11 条 5 号イ～ハ	2-(2)ア イ
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 金銭の額または算定方法、 その他徴収する金銭があれば記入		規則 10 条 12 号、11 条 7 号イ～ニ	2-(2)-7
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日		規則第 10 条第 8 号	
12. テリトリー権の有無		規則第 10 条第 9 号	2-(2)-7
13. 競業禁止業務の有無		規則第 10 条第 10 号	3-(1)-7

項目	頁	法（中小小売商業振興法）及び規則 （中小小売商業振興法施行規則）	公正取引委員会 ガイドライン
14. 守秘義務の有無		規則第10条第11号	
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務		規則第10条第16号	
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項 など		規則第10条第17号	
17. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等			2-(2)-ア
添記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書			
添記2. 「フランチャイズ契約はよく理解して」中小企業庁			

第 部 株式会社エフシープロイとオレンジハートシステムについて

1. わが社の経営理念

(1) 信頼と確信のパートナー

地域の経済が発展するためには、資本がその地域に集まることが、大事な一つの条件です。毎日の売上金は、売上資本として、その地域経済の発展に大きく貢献しています。CVSのチェーンストアが発展し大きく成長する中で、この売上資本が毎日中央本部に送金されますと、資本の中央集中により地域と中央の格差は縮まるどころか開く一方です。そういう中で流通グループは売上資本を地域に置き、その地域社会が豊かになることを望んでいます。しかも我々流通グループは、共に信頼と革新力に結ばれたパートナーです。互いに信頼し合うことから、許し合うことから、すべてがスタートする。それは4者間の連帯です。お客様とメンバー店(オーナー様)と仕入れ先と本部の4者が互いに信頼し、常に優れた革新力を持ち続けることにより、地域社会と共に発展をめざします。

(2) 親切さをモットーに

親切さは人として最も大切なことです。その親切さが価値ある時代になりました。やさしさはお客様が望んでいます。お客様はゲストです。雨の日も風の日もわざわざ来店して下さるお客様です。心の通ったサービス・・・ホスピタリティが大切な時代です。これはこれからの小売業の使命とも言うべきことです。

(3) 感謝を全ての基本姿勢に

一日を、毎日、毎日感謝の心で終わることができたら・・・お客様に、仕入れ先に、従業員に、オーナー様に、そして本部スタッフに、それぞれに対して毎日お互いに感謝で終わる一日一日でありたい・・・と願っています。

2.本部の概要

2002年7月31日現在

(1)社名 株式会社 エフシープロイ

(2)所在地

〒101 - 0047

住所 東京都千代田内神田1 - 3 - 7

TEL 03 3295 - 8911

FAX 03 3295 - 8913

URL <http://www.ryutu.co.jp>

(3)資本金 9,000万円

(4)設立 昭和47年9月24日

(5)事業内容 コンビニエンス・ストア

(6)他にしている事業の種類

無し

(7)事業の開始 昭和57年5月24日

(8)主要株主 工藤道雄、サンデン(株)、(株)マルイチ産商、(株)中央社、
(株)電算、(株)マルゼン

(9)主要取引銀行 三井住友銀行神田小川町支店

UFJ銀行神田支店

あさひ銀行神田支店

東京三菱銀行神保町支店

(10)従業員数 18名

(11)本部の子会社の名称および事業の種類等 無し

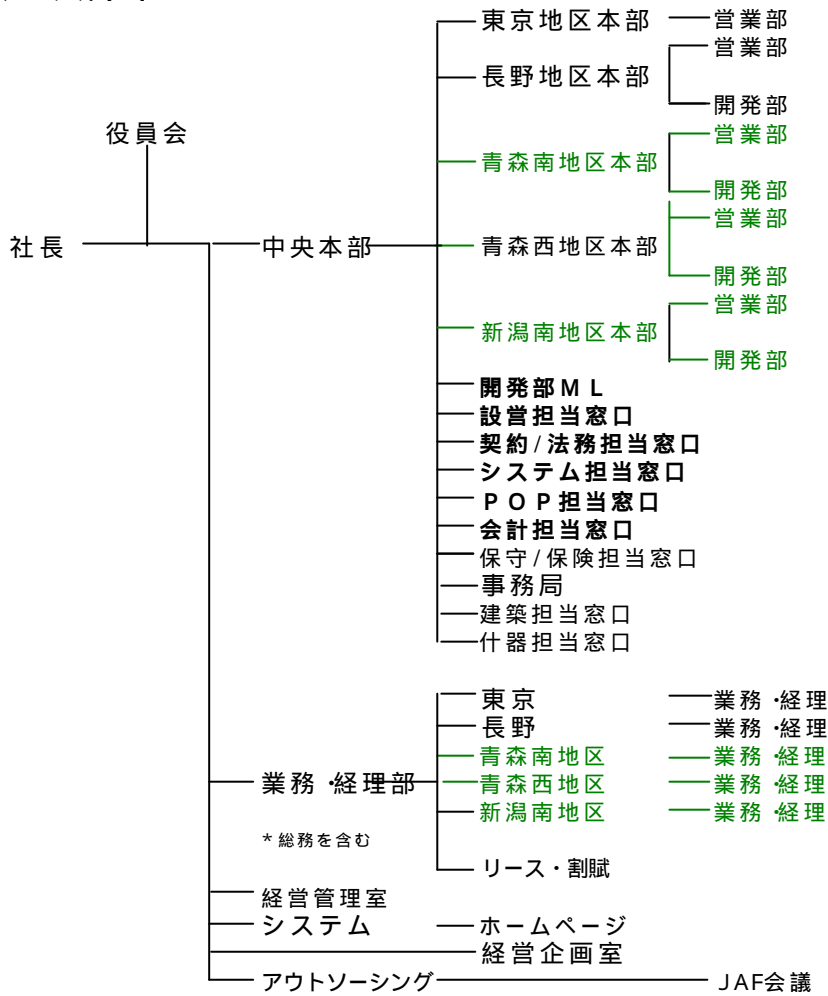
(12)所属団体 社団法人日本フランチャイズチェーン協会

【沿革】	
S57・5月	株)マイショップ北関東を東京都千代田区内に設立する。
S57・7月	コンビニエンス・ストアの差別化ノウハウとして、手作りファーストフード及びペイクオフ(焼きたてパン)システムの開発に着手する。
S57・10月	第1号店オープン。
S59・11月	EOS(受発注システム)を導入。
S62・3月	POSシステムの導入を始める。
S63・3月	社名を「株式会社流通」に変更する。 増資により資本金5,000万円となる。
H4・12月	「青森西地区本部」を設置し青森県に進出する。
H5・7月	青森県の第7号店をオープンする。
H6・12月	第二次POSシステム(販売時点情報管理)を完成し導入を始める。
H9・8月	増資により資本金8,500万円となる。
H10・12月	青森県の第30号店をオープンする。
H12・4月	社団法人日本フランチャイズチェーン協会の正会員となる。
H10・12月	青森県の第16号店をオープンする。
H14・3月	増資により資本金9,000万円となる。

3. 会社組織図

2002年 7月 31日現在

組織図



4.役員一覧

2002年7月31日現在

代表取締役社長兼会長	工藤道雄
取締役長野地区本部マネジャー兼運営部マネジャー	村山芳寛
取締役長野地区商品部リーダー	熊谷道宏
取締役経営管理室室長	磯雅巳
取締役業務管理部	森岡佐代子
監査役	鈴木英子

5.直近3事業年度の貸借対照表および損益計算書

貸借対照表

平成14年2月28日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	215,343,200	【流動負債】	75,868,551
現金・預金	7,639,357	買掛金	61,543,223
売掛金	197,889,346	短期借入金	0
商品	4,389,625	未払金	217,563
短期貸付金	0	未払費用	4,216,102
仮払金	0	未払法人税等	3,735,300
前払費用	3,592,652	預り金	1,994,715
未収入金	5,329,832	仮受金	223,699
立替金	642,706		
貸倒引当金	-4,140,318	販促費仮受金	350,749
【固定資産】	157,403,936	仮受消費税	437,200
(有形固定資産)	75,641,670	【固定負債】	180,223,693
建物	26,712,251	長期借入金	150,134,443
建物付属設備	3,917,176	受入保証金	30,089,250
構築物	917,570		
機械装置	507,054	負債合計	256,092,244
車両運搬具	3,285,786		
工具器具備品	2,516,080		
土地	37,785,753		
(無形固定資産)	28,021,738		
商標権	697,629	資本の部	
電話加入権	1,005,107	【資本金】	90,000,000
営業権	26,319,002	【法定準備金】	3,073,000
(投資等)	53,740,528	利益準備金	3,073,000
投資有価証券	20,000,000	【剰余金】	44,330,970
出資金	10,000	当期末処分利益	44,330,970
差入保証金	33,681,280	(うち当期利益)	12,152,578
保険積立金	49,248		
【繰延資産】	20,749,078		
繰延資産	10,749,078		
開発費	10,000,000	資本合計	137,403,970
資産合計	393,496,214	負債 資本合計	393,496,214

貸借対照表

平成 13 年 2 月 28 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
└ 流動資産	246,710,556	└ 流動負債	96,812,643
現金・預金	10,143,894	買掛金	76,581,199
売掛金	228,330,083	短期借入金	0
商品	618,043	未払金	2,917,347
短期貸付金	0	未払費用	2,929,174
仮払金	9,000,000	未払法人税等	3,003,500
前払費用	4,534,283	預り金	3,891,942
未収入金	2,334,253	仮受金	238,181
貸倒引当金	-8,250,000	販促費仮受金	0
└ 固定資産	134,586,881	仮受消費税	7,251,300
(有形固定資産)	(80,839,738	└ 固定負債	174,092,137
建物	28,480,521	長期借入金	149,602,887
建物付属設備	4,574,736	受入保証金	24,489,250
構築物	1,069,428	負債合計	270,904,780
機械装置	507,054		
車両運搬具	5,681,132		
工具器具備品	2,741,114		
土地	37,785,753		
(無形固定資産)	(5,181,239		
商標権	697,629		
電話加入権	1,005,107		
営業権	3,478,503		
(投資等)	(48,565,904		
投資有価証券	20,000,000		
出資金	10,000		
差入保証金	28,531,280		
保険積立金	24,624		
└ 繰延資産	20,796,056		
繰延資産	10,796,056		
開発費	10,000,000		
資産合計	402,093,493	資本合計	131,188,713
		負債・資本合計	402,093,493

損益計算表

自平成 13 年 3 月 1 日～平成 14 年 2 月 28 日

科 目	金 額	
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
【売上高】		
売上高		1,032,991,882
【売上原価】		
期首棚卸高	618,043	
仕入高	794,206,987	
合計	794,825,030	
期末棚卸高	-389,625	794,435,405
売上総利益		238,556,477
【販売費及び一般管理費】		200,152,671
営業利益		38,403,806
(営業外損益の部)		
【営業外収益】		
受取利息	3,993	
受取配当金	800	
雑収入	1,654,970	1,659,763
【営業外費用】		
支払利息割引料		3,888,769
雑損失		
経常利益		36,174,800
(特別損益の部)		
【特別損失】		
固定資産売却損	856,196	
貸倒損失	30,128,847	30,985,043
税引前当期利益		5,189,757
法人税等		3,974,500
当期利益		1,215,257
前期繰越利益		43,115,713
当期末処分利益		44,330,970

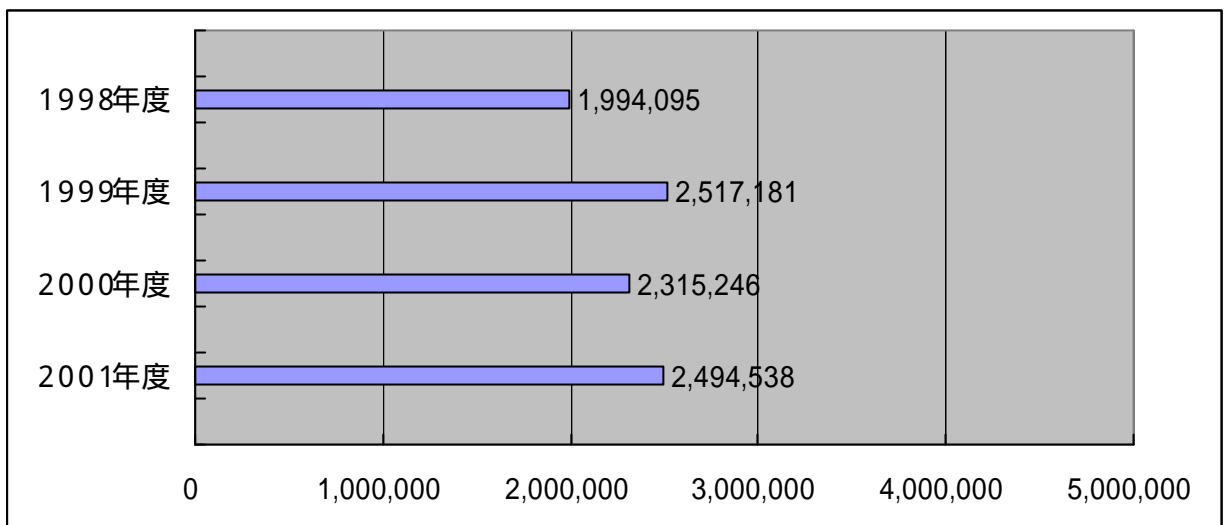
損益計算表

自平成 12 年 3 月 1 日～平成 13 年 2 月 28 日

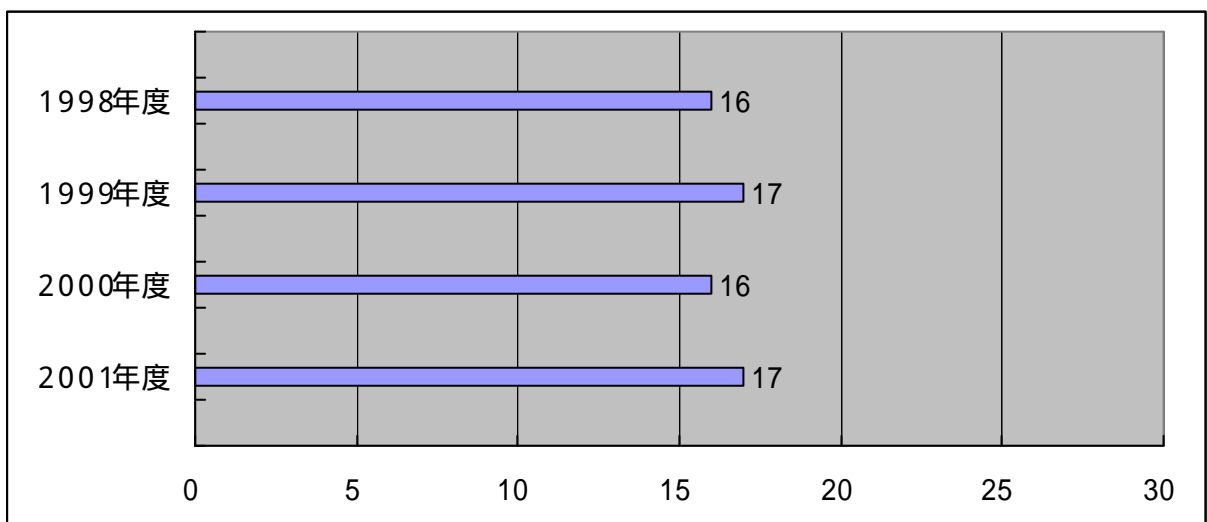
科 目	金 額	
(経常損益の部)		
(営業損益の部)		
【 売 上 高 】		
売 上 高		1,173,129,959
【 売 上 原 価 】		
期首棚卸高	11,319,233	
仕 入 高	903,593,243	
合 計	914,912,476	
期末棚卸高	-618,043	914,294,433
売上総利益		258,835,526
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】		224,093,003
営業利益		34,742,523
(営業外損益の部)		
【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	16,625	
受 取 配 当 金	800	
雑 収 入	2,100,951	2,118,376
【 営 業 外 費 用 】		
文 払 利 息 割 引 料	2,932,887	
雑 損 失	657,023	3,589,910
経常利益		33,270,989
(特別損益の部)		
【 特 別 損 失 】		
貸 倒 損 失		23,217,311
税引前当期利益		10,053,678
法 人 税 等		4,210,900
当 期 利 益		5,842,778
前 期 繰 越 利 益		37,272,935
前 期 未 処 分 利 益		43,115,713

6. 売上・出店状況 加盟店・直営店別

売上高推移 単位千円



店舗数推移



7. 加盟者の店舗に関する事項

・直近 3 事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟者の店舗数

年度	新規に営業を開始した加盟者の店舗数
1999 年度	1店
2000 年度	
2001 年度	

・直近 3 事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数

年度	契約を途中で終了した加盟者の店舗数
1999 年度	なし
2000 年度	1店
2001 年度	なし

・直近 3 事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数

年度	更新された加盟者の店舗数	更新されなかった加盟者の店舗数
1999 年度		なし
2000 年度		なし
2001 年度		なし

8. 訴訟件数

直近 5 事業年度の各事業年度内に加盟者または加盟者であったものから提起された訴えの件数および当社より提起した訴えの件数

年度	加盟者または加盟者であった者から提起された訴えの件数	当社より提起した訴えの件数
1997 年度	なし	なし
1998 年度	なし	なし
1999 年度	なし	なし
2000 年度	なし	なし
2001 年度	なし	なし

第 部 フランチャイズ契約の要点

1. 契約の名称等

「フランチャイズ契約書」

2. 売上・収益予測についての説明

あります。

3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項

金銭の額または算定方法

a) 酒類販売免許ありの場合

ア．契約金 (A)	80万円
契約金 (B)	100万円
イ．名義使用料	100万円
ウ．保証金	0万円

b) 酒類販売免許なしの場合

ア．契約金 (A)	80万円
イ．名義使用料	100万円
ウ．保証金	0万円

但し契約金 (B) 100万円は酒類販売を開始する時点で支払うものとします。

性質

ア．契約金は次の対価です。

契約締結から開店までに要する費用の一部として費消します。

イ．名義使用料は次の対価です。

本部が定める店舗名称商標サービスマーク使用の対価の一時金として費消します。

ウ．本部より貸与する什器の保証金

お支払の時期

ア．契約金のお支払の時期	契約締結時
イ．名義使用料のお支払の時期	契約締結時
ウ．保証金のお支払の時期	契約締結時

お支払の方法

ア．契約金の支払方法	現金または小切手
イ．名義使用料の支払方法	現金または小切手
ウ．保証金の支払方法	現金または小切手

当該金銭の返還の有無および条件

- ア．契約金の返還 理由の如何を問わず返還されません。
- イ．名義使用料の返還 理由の如何を問わず返還されません。
- ウ．保証金の返還 解約時に払い戻します。利息はつけません。

4．オープンアカウント、売上金等の送金

売上送金はありません。

5．オープンアカウント、金銭の貸付・貸付のあっせん等の与信利率。

金銭の貸付等はありません。

6．加盟者に対する商品の販売条件に関する事項

加盟者に販売またはあっせんする商品の種類

食料品、日用雑貨、その他生活関連商品、営業用消耗品、その他店舗運営に関するものを取り扱います。

商品等の供給条件

商品供給は当社の指定又は推奨する取引業者と取り引きするものとします。又、当チェーン独自開発商品は本部供給となります

配送日・時間・回数に関する事項

仕入先の推奨制度

発注方法

売買代金の決済方法

支払いは月に2回の処理となります。業者により多少違いはありますが、概ね15日締切、当月25日払い、月末締切翌月10日払いが標準です。支払方法は、銀行口座より自動振替払いとします。

請求書は仕入業者別当該締切の請求金額一覧の請求書として、請求明細は次回の請求書に添付いたします。尚、請求事項に誤差が生じた場合、次回請求額より修正いたします。

返品

一部(雑誌、新聞)を除いては、できません。

在庫管理等

オーナー管理です。

販売方法

商品の販売価格について

標準小売価格の提示、推奨

グループ店の合理的経営資料として乙に利便を提供するもの

許認可を要する商品の販売について

商品の委託販売は、当社に書面で通知し意見を聞く

チェーンイメージに合致しない商品、商品構成の陳列、販売はしない。又これらの商品の処理は加盟者費用とする

当社の推奨品以外の商品の仕入販売は当社の品質基準、鮮度管理基準に従う

当社の検査に不合格とされた商品は、売場から取り除き販売を中止し、加盟者の負担で処理する。

7. 経営の指導に関する事項

加盟に際しての研修等の実施の有無

当社の所定の研修を受けなければならない。

第三者1名も加盟者と同時に受講可

別に定める研修費を負担する。

加盟に際し行われる研修の内容

当社指定の店舗にて体験実習を受けて頂きます。

加盟店に対する継続的な経営指導の方法およびその実施回数
担当スーパーバイザーが2週に1回定期的に巡回指導いたします。

8. 使用させる商標・商号・その他の表示に関する事項

当該使用させる商標、商号その他の表示



当該表示の仕様についての条件

正式な加盟者には当社の指定する商標を指定するところに使用していただきます。

商標の使用については契約の各事項に違背なき限り継続的に使用していただきます。

又、情勢の変化等に伴い当社が商標等を変えた場合は各自の負担で指定する期日内に改装させていただきます。

フランチャイズ契約が終了したときは、ただちに、これらの商標、サービス・マーク、ロゴの使用を中止し、撤去ないし抹消しなければなりません。

9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項

契約期間

契約期間は特に定めません。

契約の更新の条件および手続き

契約の更新は、契約の各条項に特に違背なき限り継続します。従って契約の改定、又は両者の特別な取り決めを付加しない限り契約は継続しているものとしたします。

契約解除の条件及び手続き

合意解除

いつでも合意の上契約を終了できる。

6ヶ月前に相手方に文書で通知

特別な事情がある場合は、4ヶ月前に相手方に文書で通知

契約を解除する場合は、予め書面をもって届出をし、当社の承諾を得なければなりません。

契約解除に当たり、当社並びに当社指定の各業者並びに家主、その他将来何らかの形で当社に直接或いは間接的に損害をもたらす未清算等が存在する場合はそのすべてを清算しなければなりません。又商標、指定文字その他当社の統一イメージを表現又は構成するすべての装備は、当社が契約解除を承諾したあとすべて自費で取外して頂いた後、解除が成立するものとしす。

当社からの契約解除

加盟者に次の項目が発生した場合、当社は加盟者に通知、催告せず直ちに本契約を解除できる

1. 破産、和議、会社更生、会社整理の申立てをし、強制執行を受け支払停止をした時。
2. 当社の文書による承諾なしに第三者に店の営業、重要な資産を譲渡した時、また店の経営を他人に委譲または店の経営を放棄した時。
3. 流通システムの手引書、資料を他に譲渡、使用、専有させた時
4. 下記の条項に重大な違背をした又は義務を履行しない時
商品代金、営業用消耗品代金及び一部什器備品の代金決済が遅延した場合
ロイヤルティー及びEDP 費用の支払が遅延した場合。
店舗の運営に係わる厳守事項に著しく違背した場合。
5. グループ店に対する重要な違反不信行為があった場合。

契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法等

契約解除によって生じる違約金はありません。ただし、契約解除の条件が完了しない場合は違約行為が止み復旧状態に至るまでの間、損害賠償として1ヶ月につき金 200,000円を支払うものとしす

10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項

お支払いいただく金銭の額または算定方法

ロイヤルティー 算出方法

当月総売上高 × 2.5% (但したばこは除外)

但し、酒販免許ありの場合は酒類売上高 × 1%。

EDPに関する費用算出方法

当月総売上 (酒類・タバコ他含む) × 1%

(酒販システム店の場合は酒類売上 × 0.5%)

金銭の性質

ロイヤルティー

加盟中はオレンジハート・システム使用料及び名義使用料として、予め定めた率を乗じた金額をお払いして頂きます。

EDPに関する費用

オレンジハートインフォメーションネットワークシステム(オンライン使用、データファイル、及びソフト開発等)のシステム料をお支払して頂きます。

システム料の内訳	POSレジスター	1台
	ストアコントローラ	1台
	ハンディーターミナル	1台
	データ処理料	1式

支払時期

毎月月末締切りの翌月 10 日支払

支払方法

請求金額を加盟店より本部銀行口座に送金して頂きます (指定銀行口座より自動振替払い)

11. 店舗の営業時間・営業日・休業日

年中無休、1日16時間以上営業を原則とする。但し休日は可とする。

12. テリトリー権の有無

加盟者の店舗が所在する地域に排他的、独占的権利は与えない。

加盟者の既存店の所在する適当な場所に、新たなグループ店を開設できる。

13. 競業禁止業務有無

グループ店以外の場所で、同一または類似の営業活動その他の行為は禁止されています。

14. 守秘義務の有無

当社の商標、名称、シンボルマーク、経営機密資料等の使用、第三者に漏洩してはならない。

15. 店舗の構造と内外装についての特別義務

当社は商号・商標・店舗デザイン・レイアウト図・内外装配色・経営機密資料の所有者である。オレンジハート店の事業の同一性を表示するものである。

16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など

「許諾事項」で定める「営業名」の使用を中止しない場合、「現状回復」に違反した場合、違約行為が止むまで月当り金2,000,000円の違約金有り。

商標、著作権の侵害、経営機密資料、当社の企業秘密を第三者に漏らした場合金2,000,000円の損害金有り。

17. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等

加盟者は独立した事業主であり、自己の経営責任と判断のもとに実行するものであり、損失の保証はしない。

後記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」 説明確認書

項目	頁	確認 年月日	確認印	
			説明者	加盟 希望者
フランチャイズ契約のご案内				
への加盟を希望される方へ				
第 部 社と システムについて				
1. わが社の経営理念				
2. 本部の概要 社名・所在地・資本金・設立 事業内容 他に行っている事業の種類 事業 の開始・主要株主・主要取引銀行・従業員数 本部の子会社の名称及 び事業の種類・所属団体・沿革等				
3. 会社組織図				
4. 役員の役職名および氏名				
5. 直近3事業年度の賃借対照表及び損益計算書				
6. 売上・出店状況(直近3事業年度加盟点数の推移)				
7. 加盟社の店舗に関する事項 ・ 直近3事業年度の各事業年度内に新規に営業を開始した加盟社の 店舗数 ・ 直近3事業年度の各事業年度内に解除された契約に係る店舗数 ・ 直近3事業年度の各事業年度内に更新された契約に係る加盟者の 店舗数及び更新されなかった契約に係る加盟者の店舗数				
8. 訴訟件数				
第 部 フランチャイズ契約の要点				
1. 契約の名称等				
2. 売上・収益予測についての説明				
3. 加盟に際しお支払いいただく金銭に関する事項 金銭の額または算定方法、 性質、 お支払いいただく時期、 お支払いいただく方法、 当該金銭の返還の有無及び条件				
4. オープンアカウント等の送金				
5. オープンアカウント等の与信利率				
6. 加盟者に対する商品販売条件に関する事項 加盟者に販売またはあつせんする商品の種類、 商品等の供給条件、 配送日・時間・回数に関する事項 仕入先の推奨制度、 発注方法、 売買代金の決済方法、 返品、 在庫管理等、 販売方法 商品の販売価格について 許認可を要する商品の販売について				
7. 経営の指導に関する事項				
8. 使用させる商標・商号・その他表示に関する事項				
9. 契約期間、契約の更新および契約解除に関する事項 契約期間、 契約の更新の条件および手続き 契約解除の条件及び手続き 契約解除によって生じる損害賠償の額または算定方法等				
10. 加盟者が定期的に支払う金銭に関する事項 金銭の額または算定方法、 その他徴収する金銭があれば記入				
11. 店舗の営業時間・営業日・休業日				
12. テリトリー権の有無				
13. 競業禁止業務の有無				
14. 守秘義務の有無				
15. 店舗の構造と内外装についての特別義務				
16. 契約違反をした場合の違約金、その他の義務に関する事項など				
17. 事業活動上の損失に対する保証の有無内容等				
誤記1. 「フランチャイズ契約締結のためのチェックリスト」				

説明確認書				
誤記2：「フランチャイズ契約はよく理解して」中小企業庁				
誤記3：中小小売商業振興法、中小小売商業振興法施行規則				
誤記2：フランチャイズシステムに関する独占禁止法上の考え方について				

年 月 日

説明者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目を説明し、加盟希望者_____の理解を頂きました。

説明者氏名_____印

加盟希望者

私_____は、フランチャイズ契約に関する上記すべての項目について、説明者_____より説明を受け、理解しました。

加盟希望者氏名_____印